

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和4年10月6日(木) 午前10時00分～午前11時17分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3		4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩
17	高岡利典	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29		30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	堀内保宏	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	3	長岡誠一	29	大本昭裕		
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長		冨永次長		菊地係長(農地)	
		松田係長(農政)		菊地主査(農地)			
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		大田主事	
⑧	会議の内容	議案第64号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第65号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第66号	非農地証明について				
		議案第67号	下限面積(別段の面積)の変更について				
		議案第68号	農業振興地域整備計画の変更について				
		議案第69号	納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について				
		議案第70号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長） 只今から、令和4年第10回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。
開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議長をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。
出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。
本日、3番 長岡誠一委員、29番 大本昭裕委員より欠席の報告を受けております。
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。
まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、34番 久保壽男委員と35番 堀内保宏委員を指名いたします。
次に、日程第2 書記の指名を行います。
本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。
それでは、日程第3 議案審議に入ります。
まず、議案第64号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長） 議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。
議案書1ページをご覧ください。
1番、西大洲の土地、田1筆823㎡、売買による所有権の移転です。
所有権移転後は、水稻を栽培します。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
2番、菅田町菅田の土地、田6筆2,245㎡は、3年間の賃借権の設定です。
設定後は、水稻を栽培する予定です。
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。
3番及び4番は関連案件です。3番、菅田町大竹の土地、畑1筆466㎡の内107㎡、及び4番、同じく菅田町大竹の土地、畑1筆466㎡の内41㎡は、地役権を設定する貸主が自己所有農地への進入路に対して、5年間の地役権設定を行います。
いずれも農業は、借主の家族が年間を通して従事しています。
5番、上須戒の土地、田1筆2,346㎡、及び畑3筆1,564㎡は、売買による所有権の移転です。
所有権移転後は、現況を引き継ぎつつ、水稻や野菜の栽培を計画しています。
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。
6番、肱川町宇和川の土地、畑2筆349㎡、売買による所有権の移転です。
所有権移転後は、露地野菜を栽培します。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事する予定です。
以上、6件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

1番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料2ページをご覧ください。

1番案件は、売買での所有権移転になります。

申請地は、市立大洲病院の西側約150mにある農地で、現在も良好に管理されています。

譲受人は、市内で自営業に携わりながら、年間を通して夫婦で農業に従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議長（会長）

2番。

11番

2番案件の説明をさせていただきます。

議案説明資料3ページを参考にしてください。

2番案件は、3年間の賃借権の設定になります。

申請地は、菅田連絡所の周囲約200mに点在する田6筆ですが、現在は遊休状態となっております。

所有者である譲渡人は、耕作が出来ないことから、保佐人を通じて、今回賃貸借による契約がなされたものであります。

なお、譲受人は、家族で年間を通じて農業に従事しており、今後の管理に問題はないものと思われます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議長（会長）

3番。

13番

3番、4番案件は関連案件ですので、合わせて説明をいたします。

議案説明資料4ページと5ページをご覧ください。

3番、4番案件の2件は、地役権の設定を行うもので、貸主が所有する申請地の奥に面した、借主の自己所有農地へ入るための進入路となります。

申請地は、父橋の南東約600mにある、この後の議案で提出をされている5条案件に隣接する農地です。

調査結果についてですが、地役権設定ということで、議案説明資料に記載のとおり、農地法第3条第2項の第4号と第7号のみが許可基準であり、その規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われます。

以上、2件のご審議をよろしくご願ひいたします。

議長（会長）

5番。

23番

5番案件の説明をさせていただきます。

議案説明資料6ページを参考にしてください。

5番案件は、売買での所有権移転になります。

申請地は、譲受人の実家から西へ約700mのところにある田1筆と、初尾集会所裏の畑3筆で、田は休耕しておりますが、今後整備を行っていく予定となっております。

譲受人は、現在は市内で居住しているが、今後実家近くに戻り、家族で農業経営を始めることから、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

6番。

32番

6番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料7ページをご覧ください。

6番案件は、第9回定例総会において「下限面積（別段の面積）の変更」案件として、指定追加された農地で、申請地は、小薮温泉近くの空き家バンクへ登録された物件と隣接する畑2筆になります。

譲受人は、これまで農業は手伝い程度の経験はあるが、両親とともに農業を始めるための新規営農計画書が提出されており、今後の耕作状況を見守っていくこととします。

その他、調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありませんでした。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第65号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページから3ページ、並びに別紙「議案説明資料」8ページ

から32ページまでを、併せてご覧ください。

1番、2番案件、合わせてご説明します。

1番、阿蔵の土地、54㎡の案件は、申請地を取得して、譲受人の子供夫婦の露天駐車場として貸し付けようとするもの、2番、阿蔵の土地、3筆合計313㎡の案件は、借受人の世帯は現在借家住まいで、手狭で不便なため、申請地を借り受けて、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、2件とも大洲市中心部から西北西に約1.5kmのところに位置し、300m以内にJR西大洲駅が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、田口の土地、231㎡の案件は、譲受人の世帯は現在借家住まいで、手狭で不便なため、申請地を取得して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約1.1kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

4番、徳森の土地、58㎡の案件は、譲受人が経営する会社に資材置場として貸し出すため、申請地を取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約3.4kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

なお、本申請地は、写真をご覧いただいたとおり、既に造成がされた違反転用の状態です。これについて、譲渡人、譲受人双方から始末書が提出され、本人たちも反省しておりますので、追認していただきますようお願いいたします。

次に、5番、平野町平地の土地、2筆合計556㎡の案件は、譲受人の子供夫婦が、自己住宅と農業用倉庫を建築する土地として貸し出すため、申請地を取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から西南西に約2.9kmのところに位置し、おおむね300m以内に、大洲市平野連絡所が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

6番、菅田町菅田の土地、42㎡の案件は、申請地を取得して、譲受人が経営する会社の、来客専用駐車場にしようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から、東北東に約4.5kmのところに位置し、300m以内に大洲市菅田連絡所が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

7番、菅田町大竹の土地、360㎡の案件は、譲受人が経営する会社の手前で、市道の幅員が狭く、大型車の往来が危険な箇所について、市道の隣接にある申請地を取得して、道路を拡幅しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南東に約3.6kmのところを位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

以上、7件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番及び2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の8ページから13ページを参考にしてください。

申請地は、9、12ページの位置図のとおり、大洲市久米小学校から北東へ約100mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、第3種農地であり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、1番案件は自己資金にて、2番案件は自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、10、13ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

3番。

5番

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の14ページから17ページを参考にしてください。

申請地は、15ページの位置図のとおり、大洲市北中学校から南へ約100mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、16ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

4番。

6番

それでは、4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の18ページから21ページを参考にしてください。

申請地は、19ページの位置図のとおり、自動車道大洲北インターチ

エンジ登り口から、南南東へ約400mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、既に申請地は造成等されており、違反転用の状態です。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、20ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのこと

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、譲渡人、譲受人双方より始末書が提出され、反省しているよう

ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

5番。

7番

それでは、5番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の22ページから24ページを、参考にしてください。

申請地は、23ページの位置図のとおり、大洲市平野小学校から北西へ約200mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、第3種農地であり、特に問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、24ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのこと

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

6番。

11番

それでは、6番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の25ページから28ページを、参考にしてください。

申請地は、26ページの位置図のとおり、大洲市菅田小学校から北へ約100mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、第3種農地であり、特に問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、27ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地はありませんので、特に問題ないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしくお願

議 長 (会長)

7 番。

1 3 番

それでは、7 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 29 ページから 32 ページを参考にしてください。

申請地は、30 ページの位置図のとおり、大洲市肱東中学校から、南南西へ約 2.0 km に位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、31 ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのこと

であり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

議 長 (会長)

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第 66 号『非農地証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (農政係長)

失礼いたします。議案第 66 号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書 4 ページ、並びに別紙「議案説明資料」33 ページから 40 ページまでを、併せてご覧ください。

1 番、若宮の土地、56 m²の案件は、申請地について、農地法が施行される昭和 27 年 10 月 21 日以前から農地ではなく、それ以後も引き続き農地として利用していないとのことで、申請があったものでござい

ます。申出によりますと、申請人の曾祖父が、昭和 6 年頃購入した後に宅地として使用しており、昭和 23 年撮影の航空写真からも宅地として確認でき、以後農地として利用していないとのことでござい

ます。2 番の平野町平地の土地、4 筆合計 3,938 m²の案件は、転用(植林に限る: 20 年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでござい

ます。申出によりますと、申請地に 20 年以上前に杉、桧を植林し、現在は雑木等も生えており、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのこ

とでございます。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

2番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の33ページから35ページを参考にしてください。

申請地は34ページの位置見取図のとおり、大洲市役所から北北東に約2.1kmに位置する農地になります。

申請によりますと、曾祖父が昭和6年頃購入した後に、宅地として使用しており、昭和23年撮影の航空写真からも宅地として確認でき、以後農地として利用していないとの申出です。

申請人の申出のとおり、昭和23年に米軍が撮影した航空写真で、住宅に附属して利用されていることが確認でき、現地調査をした際も住宅用地として利用されており、農地として利用されることなく現在に至っているものと推定できます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

7番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の36ページから40ページを参考にしてください。

申請地は、37ページの位置見取図のとおり、大洲市平野連絡所から西南西へ約3.1km以内の4箇所位置する農地になります。

申請によりますと、申請地に20年以上前に杉や桧を植林し、雑木等も生えているため、農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われまます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第67号『下限面積(別段の面積)の変更について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第67号「下限面積（別段の面積）の変更について」をご説明します。

議案書5ページをご覧ください。

当議案では、「下限面積（別段の面積）の設定について」の中にある「空き家に附属した農地に限定した設定について」は、農業委員会が指定した農地に限るとあるため、今回、指定追加としてご協議願うものです。

1番、阿蔵の土地、畑2筆、計423㎡です。

申請地は、大洲市役所から西に約2.0kmにある自宅と、その周辺の農地になります。

議案書にも記載しておりますが、申請人の両親が他界をするまで暮らしていたが、相続するものの地元へ戻る予定もなく、居宅や農地は管理が出来ないため、「大洲市空き家バンク」に登録されたという経緯になっております。

続いて、2番、平野町野田の土地、畑3筆、計341㎡です。

申請地は、大洲市役所から南西に約3.0kmにある自宅と、その周辺の農地になります。

議案書にも記載しておりますが、申請人の実家で他界した両親が暮らしていたが、相続したものの県外に在住しており、居宅や農地を管理するのが困難なため、「大洲市空き家バンク」に登録されたという経緯になっております。

なお、この2件について、今回の総会でご承認いただけましたら、次月以降の総会において「農地法第3条の規定による許可申請」が提出される予定になっております。

以上、2件のご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、只今説明がありましたように地番指定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、今回申出があった農地について地番指定することに決定いたしました。

次に、議案第68号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農政係長）

失礼いたします。議案第68号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

議案書6ページ、並びに別紙「議案説明資料」の41ページから45ページまでを併せてご覧ください。

今回は、農用地区域からの除外1件でございます。

1番、肱川町宇和川の土地、1筆442㎡の案件は、申出者は建設業を営んでおり、業務の増加により資材置場が手狭となり、申出地を含め

た土地に資材置場を設置するため、除外の申出があったものです。

申出地及び一体利用地は、周囲を山林及び河川に囲まれており、他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、付近には公共施設等もなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

以上1件、1筆442㎡です。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

32番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の41ページから45ページをご覧ください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、報告書記載のとおりであり、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申請人は業務の増加により、既存の資材置場が手狭となり、新たな資材置場を設置しようとしているため、問題はないものと思われま

す。なお、当該土地及び一体利用地は、既に資材置場として利用をされており、違反転用になっていることから、始末書を提出いただいております。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は周囲を山林及び河川に囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。次に、議案第69号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農政係長）

議案第69号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」ご説明します。

議案書は7ページ、別紙「議案説明資料」については46ページ、47ページを参考にしてください。

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に

基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために、3年ごとに税務署に相続税の納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として、農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。

この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。

1番は、若宮の申請人です。

申請農地は、若宮、東若宮及び東大洲にあります6筆で、合計6,114㎡になります。

納税猶予の種類は相続税となっており、相続開始は平成24年10月28日からで、今回3回目の継続届出となります。

〇〇氏の農地につきましては、東大洲〇〇〇の農地で引き続き農業を行っていますが、それ以外の農地については、耕作はしていない状況でした。

申請人に耕作の意思を確認したところ、水稻及び野菜を耕作する計画としているとのことでした。

なお、現在耕作はしてなくても、耕起するなど少し手を入れれば農地に回復できる場合は、納税猶予の対象農地として継続できると関係機関に確認しております。

2番は、市木の申請人です。

申請農地は、東若宮、市木字森及び東大洲にあります、10筆で合計9,081㎡になります。

納税猶予の種類は相続税となっており、相続開始は平成24年12月20日からで、今回3回目の継続届出になります。

〇〇氏の農地につきましては、全ての農地で耕作されておりました。以上、2件です。ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

2番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の46ページを参考にしてください。

申請地は、46ページの位置見取図のとおり、大洲市総合福祉センターを中心に、半径約400mから1.5km以内に点在する農地6筆になります。

申請人は、主に施設できゅうりを主体とした農業をされています。

9月26日に事務局担当者と現地確認を行い、東大洲〇〇〇については、ハウスできゅうりを栽培されていることを確認しております。

また、残りの5筆については、耕作をしていませんでしたが、事務局が申請人に確認したところ、水稻やトマトなどの野菜を栽培する計画であるとのことでした。

事務局からの説明で、対象農地で耕作をしていない場合でも、耕起するなど少し手を入れれば農地に回復できる場合は、納税猶予の対象農地であると関係機関に確認しているとのことでした。

このことから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

2番。

5 番

それでは、2 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 4 7 ページを参考にしてください。

申請地は、4 7 ページの位置見取図のとおり、愛たい菜を基準とし、約 6 0 0 m から 1. 2 km 以内に点在する農地 1 0 筆になります。

申請人は、水稻・野菜を主体とした農業をしております。

9 月 2 1 日に事務局担当者と現地確認を行い、田については、水稻が栽培されていることを確認しております。また、畑については、申請人宅に隣接する畑には柿が植えられており、それ以外の畑についても、耕起された状態でありました。

このことから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 (会長)

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第 7 0 号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

この議案の中には、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局 (農地係長)

議案第 7 0 号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の 8 ページから、ご覧ください。

新規案件のみを説明させていただきます。

9 ページの 3 番と 4 番は、いずれも水稻を栽培するため、使用貸借権を 3 番は 5 年間、4 番は 1 0 年間設定します。

5 番から 1 0 ページの 7 番までは、利用権の設定を受ける者が同一です。いずれも野菜を栽培するため、5 番と 7 番は賃借権、6 番は使用貸借権をそれぞれ 5 年間設定します。

8 番、同じく野菜を栽培するため、賃借権を 5 年間設定します。

1 1 ページをお開きください。

その他の案件は、再設定となりますので、ご確認をお願いします。

以上、利用権設定件・筆数、9 件・2 4 筆、利用権設定総面積、1 4, 3 5 3 m²。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。